

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価方法は取得価額によるものとする。

(2) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、
平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法による

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

また、平成18年4月以降に採用した職員については独立行政法人勤労者退職金共済機構の実施する中小企業退職金共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人単位の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 拠点区分の計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

尚、第一、二、三号の第二、三様式は省略している。

(3) 当法人の拠点区分は、以下のとおりとする。

ア 特別養護老人ホーム

(4) 特別養護老人ホーム拠点のサービス区分は以下のとおりとする。

ア 社会福祉法人歌垣福祉会

イ 特別養護老人ホーム歌垣之園

ウ 短期入所生活介護歌垣之園

エ デイサービスセンターうたがき

オ デイサービスセンターうたがきの里

カ ホームヘルプサービスうたがき

キ 在宅介護支援センターうたがき

ク 居宅介護支援事業所うたがき

ケ 障害者福祉サービス事業

コ グループホームうたがきの里

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	19,880,935	0	0	19,880,935
建物	305,621,812	3,432,240	21,867,600	287,186,452
合 計	325,502,747	3,432,240	21,867,600	307,067,387

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
ベッドを処分したことに伴い、国庫補助金等特別積立金1円を取り崩した。

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	19,880,935	0	19,880,935
建物（基本財産）	790,354,352	503,167,900	287,186,452
土地	22,807,200	0	22,807,200
建物	870,960	870,956	4
構築物	35,671,933	32,838,525	2,833,408
車輛運搬具	34,480,571	31,696,473	2,784,098
器具・備品	111,033,942	108,489,050	2,544,892
建設仮勘定	38,260,308	0	38,260,308
権利	420,680	0	420,680
ソフトウェア	1,534,500	1,293,030	241,470
水道施設負担金	523,300	523,300	0
合 計	1,055,838,681	678,879,234	376,959,447

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし